

討論のまとめ

日本の古代木簡に関する研究は、八世紀の平城宮木簡を中心に進められ、その研究を大きく支えたのは同時代の正倉院文書であり、その膨大な研究蓄積であったといえる。当初は藤原宮などに限られた七世紀段階の木簡も、近年宮都および地方木簡の出土によって、その資料数も増大している。しかし、これまでに七世紀木簡について、形態や記載様式などが総括的に論じられたことはない。

七世紀後半から八世紀前半の屋代遺跡群の一・二六 points の木簡の出土を契機として、七世紀木簡の特質を総体的に検討してみたい。なお、七世紀段階の木簡の特質は、七世紀から八世紀初めの木簡をその検討対象とする。

今回のシンポジウムでは、七世紀の木簡について、その形態と記載様式など、木簡そのものに関するテーマと、木簡にみえる七世紀の地方社会についての討論を進めた。七世紀の木簡について総括する初めての試みであるので、今後への研究視点の整理に重点をおくこととする。

司会の立場から若干の問題の整理と各報告者に重要なポイントを再確認し、問題点について簡単に答えていただいた。それらのあらましは以下のとおりである。

一、七世紀木簡の形態

a、木簡の樹種

藤原宮・平城宮出土木簡については、ほとんどが針葉樹材で、その九〇パーセント以上がヒノキであり、他に少々のスギがあると分析されている。地方木簡については、近年木簡の出土例の増加にもなつて、ようやく本格的な樹種同定が実施されるようになってきた。その結果、地方木簡は予想以上に樹種が多様に及んでいることが判明した。

屋代遺跡群木簡について、寺内報告では、四二点樹種同定したが、四〇点はヒノキ属サワラ、二点はモミ属であり、木製祭祀具もサワラ、長野県北部の積雪地帯には、ヒノキの植生が認められないとされた。なお参考までに、宮城県多賀城市山王遺跡出土木簡一四 points の樹種同定結果は次のとおりである（宮城県教育委員会『山王遺跡Ⅲ―仙塩道路建設関係発掘調査報告書―多賀前地区遺物編』一九九六年）。

サワラ 2・ヒノキ 3・モミ属 5・クリ 1・エゴノキ属 1・不明 2
これらの傾向は地方から宮都への貢進札は材質を十分に選別するのに対し、地方官衙内においては、手近な材を広範囲に使用したことを示しているであろう。

b、形態分類

①屋代遺跡群の場合、七世紀後半から八世紀初頭の木簡（第五・四水田面对応層出土）には、〇三*型式、〇五*型式のものはほとんど

みられない。それに対して、郡郷里制下（第三水田面対応土）には〇三・〇五*型式のものが一八点も認められる。

②記録簡を除くと、文書木簡は一行書きで、木簡の幅はおおよそ二〇〜三九mmである。

c、廃棄

通常、文書木簡は、使用・保管を経て廃棄段階で意図的に刃物を入れ、割ったり折ったりして廃棄する事例が多く確認されている。

一方、付札では顕著な例を聞かない。

ところが鶴見報告によると、飛鳥京・藤原宮木簡の付札のなかに、文書木簡と同様に縦割りにして廃棄されているものがある。この点について三上喜孝氏（日本学術振興会研究員）は文書と付札の廃棄法が同様である点の意味を問うたが、鶴見氏は現段階では事例の確認にとどまると回答した。

二、七世紀木簡の記載様式

a、記録木簡

七世紀段階の木簡では、記録簡が目立っている。

館野氏の報告によれば、木簡は主に官司（官人）間の上申・下達および官司における記録の役割を果たすものとして使用を開始し、とくに官司における記録として使われ始めた。それは文書（紙も木簡も）は、口頭で処理された部分が多いが、記録は口頭では処理しきれない部分が多く、その点で木簡が重要な役割を果たしたとする。

紙による記録が未確立ゆえに木簡が用いられたのか、あるいは木簡の特性を生かした使われ方をしたのか、具体的木簡資料の分析を通して、今後十分に検討すべき問題である。

b、文書木簡の記載様式

鐘江報告では、七世紀の文書木簡は一行書きであるのに対して、八世紀以降の文書木簡では、二〜三行書きが目立っているという注目すべき指摘があった。

これに対して三上喜孝氏から、七世紀の一行書き木簡についてはかつて岸俊男氏が中国の冊書の影響を考えられたが、一行書き木簡の淵源として冊書の影響は想定できないかという質問があった。

鐘江氏は、一行書きは音声を直線的に筆記したからと理解できるとし、さらに司会の平川は、一行書きが八世紀にはいると、二行書き・三行書きと変わるが、二行書き・三行書きも実は一行の幅が一・八cm、二・一cmと規格性がある、すなわち一行簡を二行または三行連ねたにすぎない。この点から中国の冊書の一行書きを基本としていると判断できるのではないかとコメントした。

c、干支年表記

七世紀木簡の特色である干支年表記について、屋代遺跡群第四六号木簡は、

・「乙丑年十二月十日酒人

・「他田舎人古麻呂

とあり、「乙丑年」を六六五年にあてた場合、年紀を記したものと
しては、地方木簡の中では最古となるが、その出土遺構も含めて検
討する必要がある資料である。

この「乙丑年」は、天智天皇四年（六六五）と神亀二年（七二
五）のどちらかが該当するのであろう。四六号木簡は、八世紀前半
の第三水田面湧水溝の埋め戻し土から出土した。考古学的にみて、
古い時期の遺物が掘り返しなどによって新しい時期の層位に混入す
ることは考えられる。第三水田面の木簡は、年紀もみられるものは
いずれも年号を使用しており、養老・神亀の時期のものである。全
国的にみて、これまでのところ、木簡における干支年紀の例では八
世紀に下るものはない。本遺跡では、七世紀代の数多くの木簡が出
土していることから、四六号木簡を孤立した資料として扱う必要
はない。これらの状況からみて、「乙丑年」は神亀二年よりも天智
天皇四年（六六五）に比定するのが妥当であらう（長野県埋蔵文化財
センター『長野県屋代遺跡群出土木簡』一九九六年）。

笹山晴生氏（学習院大学）の質問は、傳田報告に対して無姓の者
への付姓が庚午年籍を機に行われたと一般的に考えられ、屋代遺跡
群の四六号木簡の「他田舎人古麻呂」にみられる「舎人」姓などは
かなり特殊なもので、庚午年籍の段階で付されたものではないかと
いうものであった。これに対し、傳田氏は次のような見解を示した。
四六号木簡「他田舎人古麻呂」は明確に年紀「乙丑年」が記され、

この干支年については先述のとりの根拠により、六六五年とみな
すことができる。したがって、庚午年籍の作製（六七〇年）に先行
し、舎人姓が存在することになる。平野邦雄氏によれば、無姓者に
氏姓が与えられていく契機として、個別人身賦課の浸透があること
を指摘し、具体的には造籍を重視され、特に天智朝の庚午年籍によ
って、無姓者の有姓化が大幅に進められたとされている。

おそらくは、地方豪族が大王の宮に奉仕し、その宮号を冠する舎
人姓「金刺舎人」「他田舎人」などは、地方においては 比較的早
く付され、そのうち庚午年籍の作製段階で、無姓者の有姓化が推進
されたと理解すべきであらう。

七世紀の木簡について、各氏の報告は形態や記載様式などの総体
的特徴を抽出することを目指した。この観点にたつて、全体的に十
分に議論するまでには至らなかったが、今後の七世紀の木簡研究に
おいては、従来の釈文・内容そのものに限定した関心にとどまらず、
木簡の形状・割付、製作や廃棄技法など、資料そのものの検討を欠
かすことはできない。そのなかで、七世紀およびそれ以降の木簡の
特質を明らかにすることができるのではないかと思う。

（平川 南）

三、木簡にみえる七世紀の地方社会

続いて、七世紀の木簡そのものについての検討を離れて、討論の議題を七世紀の木簡からうかがえる地方社会の実像についての検討に移した。

まず、『論語』の本文を記載した七世紀前半にさかのぼる木簡や、『五十戸』記載のみられる木簡が新たに見つかった徳島県徳島市の観音寺遺跡出土木簡について、釈読に当たった和田萃氏（京都教育大学）からの報告を得た。観音寺遺跡出土木簡の概要とともに、和田氏は、観音寺遺跡の立地について、近くに有力古墳や養老七年（七二三）の阿波国造碑が所在する国造粟凡直氏の本拠地にして、のちに阿波国府が置かれる地であり、水辺の祭祀遺物とともに木簡が出土することなど、同じ七世紀木簡が出土する遺跡としての信濃国の屋代遺跡群と阿波国の観音寺遺跡との歴史的背景の共通性を指摘された。なお、遺跡の調査概要について、藤川智之氏（徳島県埋蔵文化財センター）からの補足があったほか、当日は、徳島県埋蔵文化財センターのご厚意により、観音寺遺跡出土木簡の一部の写真が展示され、検討の機会が得られた。

これに関連して、屋代遺跡群と国造との関係をめぐり、義江彰夫氏（東京大学）から、屋代遺跡群近くに伝存する国造関係民俗伝承についての紹介があった。それによると、雨宮坐日吉神社の例大祭の折、弓張石で弓を張り、森將軍塚古墳に向けて矢を射、日吉神社

正門前の聖石の前で国造踊りを舞う。さらに、雨宮村（遺跡の南東方向の自然堤防上）には『日本三代実録』貞観四年（八六二）三月二〇日条にみえる「埴科郡大領金刺舎人正長」の館跡が存在したと伝えられているという。また、南部昇氏（北海道大学）からは、屋代遺跡群出土木簡にみられる人名の姓に、これまであまり知られていないものが多いことへの注意を喚起する発言があった。

その後、各報告者から今回の研究集会を受けて総括的発言をいただき、司会の方から討議全体についての簡単なまとめを行った。

「木簡にみえる七世紀の地方社会」という後半の議題については、討論時間が押し詰まってあまり余裕ある討論はできなかったが、屋代遺跡群・観音寺遺跡など、七世紀代の木簡が地方の遺跡から続々と出土しはじめたことが、律令国家確立過程の歴史を中央・在地の両面から解明する上で非常に重要な史料提供であることを確認するとともに、その検討にあたって課題となる問題点を多くの参加者が共通のものとすることができた。このことは、前半の討議による七世紀木簡そのものについての基礎的事項の共通認識と合わせて、木簡研究の上で大きな成果となったと思われる。今後、今回の特別研究集会の成果を基盤として、さらに事例が増すであろう新出木簡をふくめて、七世紀木簡についての研究が大きく展開していくことになろう。